

佐賀県規則第31号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和7年佐賀県条例第26号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、この規則の公布の日とする。